



青森：乳頭温泉

## 死亡退職金の取り扱い

死亡保険金は原則として相続税の対象となります。今月のMDレポートは生命保険と同様にあまりうれしい話ではありませんが、非課税枠のある死亡退職金についてレポートします。

### 1 非課税枠

500万円×法定相続人の数・・・生命保険の非課税枠と同じ

生命保険に非課税枠が設けられていることは多くの方が知っていますが、死亡保険金についても同様の非課税枠が設定されています。この二つの制度をもれなく利用すれば非課税枠は「500万円×法定相続人の数」×2となり実質2倍となります。非課税枠を利用できるのは相続人に限定され、相続放棄をした場合は対象外となります。

### 2 何が退職金になる

相続税ではどのようなものが死亡退職金として取り扱われるのか？

- ◆ 退職金、功労金など「いわゆる死亡退職金」
- ◆ 確定給付企業年金からの年金または一時金（いわゆる企業年金）
- ◆ 確定拠出年金からの一時金（企業型DC又はイデコ）
- ◆ 特定退職金共済からの年金または一時金
- ◆ 小規模企業共済からの一時金



退職金制度のある企業に勤めていた状況で亡くなれば死亡退職金や企業年金の一時金などが受け取れますが、しかし退職後に亡くなった場合は、死亡時における退職金の受け取りは一般的にありません。これに対して個人事業主であれば、掛け金の支払いが必要ではありますが、小規模企業共済に加入できます。この制度はイデコなどと異なり、いつまでに共済金を受給しなければならぬという取り決めはありません。相続時まで事業継続する場合相続人は共済一時金を受け取ることができ、死亡退職金扱いとなります。このように個人事業主や同族会社の役員であれば死亡退職金の受け取る機会をつくることができます。

### 3 相続税の対象は3年以内に確定したもの（注意）

死亡後3年以内に支給が確定したものだけが相続税の対象となります。3年経過後に給付が確定した死亡退職金は、相続税の対象から外れて、受け取った相続人の一時所得として所得税の対象となります。退職金の非課税枠を利用したいのであれば、3年以内に支給を確定させる必要があります。所得税の対象となっても一時所得は二分の一課税であるため、実質的な負担は最高税率27%程度です。退職金の非課税枠を用いればその範囲内は税負担ゼロですが、超えた部分は相続税が課税されます。

### 4 非課税枠が残っていたら

相続人が3名であれば退職金の非課税枠は1500万円です。同族会社の役員であったため、小規模企業共済に加入しており死亡に伴う共済金を相続人が1000万円受け取ったとしますと、非課税枠がまだ500万円残っています。その場合、同族会社から死亡退職金を500万円支給しましょう。会社に退職金規定がなかったとしても株主総会などで支給を決定すれば問題ありません。すでに相続税申告期限が終了していたとしても3年以内であれば支給決議をして支払うのはどうでしょう。!!

### 5 弔慰金も活用する

弔慰金は通常被相続人の最後の月額普通給与の6か月分迄が非課税枠扱いとなります。退職金の非課税枠とは別なのでこれを合わせて利用すれば非課税枠が実質増えるようなものです。例えば、同族会社の役員で月額50万円の給与であったなら、300万円まで弔慰金を別途非課税枠扱いで支給できます。同族会社からの退職金や弔慰金の水準は実務的には生前の給与を参考にして金額が決定されます。退職金の非課税枠を意識しておくことが良いでしょう。